

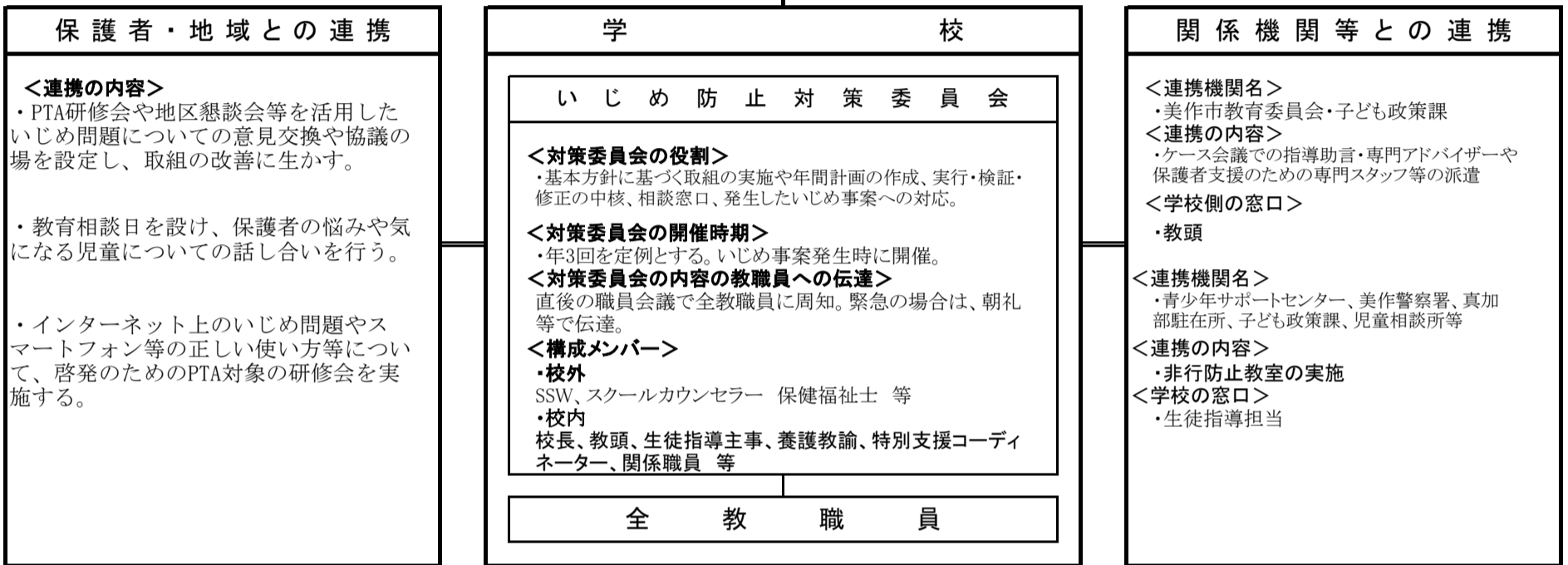
勝田小学校いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校における児童の人間関係は概ね良好であり、縦割り班活動などを通して、異学年の児童同士のつながりも密である。高学年児童が行事の度に活躍をし、その姿は低学年児童の良き目標となり、伝統を引き継ぐスパイラルができています。しかし、自己肯定感の低さから言葉遣いはやや粗く、友だち・上級生・下級生にそれぞれに対応した言葉遣いができていないため、配慮のない言葉遣いで傷つけてしまうことがある。正しい言葉遣いを使う意識を持たせ、児童同士の人間関係をさらに深めていく取組を充実させていく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた組織的な取組を推進するため、いじめ防止対策委員会には、校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭等、関係職員をはじめ、必要に応じてスクールカウンセラー・発達心理士等各連携機関の専門性を生かしながら、いじめ問題の解決や未然防止のための取組を行う。
 ・いじめの未然防止に向け、学級を中心とした望ましい集団作りを努め、自己有用感や充実感を感じられる取組を行う。また、早期発見のための手段として定期的にアンケート調査を実施する。
<重点となる取組>
 ・「笑顔の花月間」「なかよし人権週間」を設定し、児童会の主体的な活動を支援することを通して、人権意識の高揚を図る。
 ・いじめに気付く、いじめを許さない学級集団作りを進め、児童の実態を踏まえ、各学年でいじめや人権、ネット上のいじめや人権侵害に関する授業を計画的に実施する。



学校が実施する取組

いじめの防止	(職員研修) ・「いじめ問題実践事例集」等を活用した研修を通して、いじめ対応の留意点について共通理解を図る。また、携帯電話会社等から講師を招へいし、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。 (児童の人権意識、生命尊重の態度、自己指導力の育成) ・題材や資料等を工夫しながら、発達段階に応じて人権意識を高め、道徳的心情・実践力を育成する。 ・「なかよし月間」「なかよし人権週間」を設定し、児童会の主体的な活動を支援することを通して、人権意識を高めるための取組を進める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や学級での活動や行事等の特別活動の中で、コミュニケーション能力を育てるとともに、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・教科や総合的な学習の時間を使って、ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性や危険性、トラブルへの対処法について学習し、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を計画的に行う。 ・携帯電話会社等から講師を招へいし、SNSを中心としたインターネットの使い方についての学習を行う。
早期発見	(実態把握) ・児童の実態把握のため生活アンケートを各学期および毎月、簡易的ないじめアンケートを実施、その後に教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。 ・日頃から児童一人一人の表情や言動を観察し、変化に気づいた場合は、その原因や背景について把握するとともに、教職員間で情報の共有を図る。 (相談体制の確立) ・担任や養護教諭等を筆頭に、困ったことがある時にはいつでも相談できることを児童に知らせるとともに、すべての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声をかけを行い、気軽に相談できる関係づくりに努める。 ・相談機関を設定する等、相談しやすい環境を整える。 (情報共有) ・児童の気になる変化や言動があった場合、記録を残し、終礼や職員会議等だけでなく、日常的に職員室で話題に挙げる等して迅速に情報や指導を共有することのできる体制をつくる。 (家庭への啓発) ・家庭での児童の様子や変化を見逃さないポイントを例示し、家庭でのいじめの認知や対応について、定期的に啓発を行う。「親育ち応援プログラム」等の活用)また、変化に気づいた場合、気軽に相談できる関係や体制づくりを進める。
いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止める。また、いじめの相談や訴え、通報を受け、その可能性が明らかになった時は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ防止対策委員会を開催する。いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかに指導・支援体制を組む。 (いじめられた児童への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を守り抜くこと最優先に、心のケアや安心して学習や活動ができるような環境を確保する。 (いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせる等、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係等その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。また、必要に応じて専門家等の協力を得て、再発を防止するための措置を行う。 (他の児童への働きかけ) ・いじめを見ていた児童には、止めることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。また、同調していた児童には、いじめに加担する行為であることを理解させる。 ・いじめを当事者だけの問題でなく、全体の問題として考えられるよう話し合い活動の機会を設け、適切な資料や事例を取り上げて、互いに認め合い信頼できる集団作りを努める。